

一般社団法人 ワールズ・ミート・ジャパン 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ワールズ・ミート・ジャパンと称し、英文ではWorlds Meet Japan General Incorporated Association と表示する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、国際色豊かな文化と芸術の祭典であるはこだて国際民俗芸術祭を通じ、国際観光都市函館における文化と芸術の振興、社会教育及びまちづくりの推進を図り、その発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- 1 はこだて国際民俗芸術祭の企画・立案・開催
- 2 はこだて国際民俗芸術祭に関する役務の提供
- 3 はこだて国際民俗芸術祭に関する物品の販売
- 4 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式に申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(退 社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 8 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第 4 章 役 員

(役員の設定等)

第 9 条 当法人に理事 3 名以内を置く。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

第 5 章 基 金

(基金の抛却)

第 10 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 11 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定する。

(基金の抛却者の権利)

第 12 条 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 13 条 基金の抛却者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計 算 等

(事業年度)

第 14 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 15 条 当法人は剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第 16 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第17条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。